

< 参考資料 >

目次

参考資料 1	地方独立行政法人 京都市産業技術研究所評価委員会 委員名簿	・ ・ ・	1 ページ
参考資料 2	京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例	・ ・ ・	2 ページ
参考資料 3	地方独立行政法人法（抄）	・ ・ ・	4 ページ
参考資料 4	地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営並びに 財務及び会計に関する規則（抄）	・ ・ ・	6 ページ
参考資料 5	地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款	・ ・ ・	7 ページ

地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会

委員名簿

(五十音順・敬称略)

いたか こうし ◎位高 光司	日新電機株式会社 元会長 京都経営者協会 元会長 現顧問 地方独立行政法人京都市立病院機構 理事（非常勤） 公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会 委員
かきの きんご ◎柿野 欽吾	学校法人京都産業大学 理事長
きよの まりこ 清野 万里子	公認会計士 公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会 委員
つじ おさむ 辻 理	サムコ株式会社 代表取締役会長 兼 CEO 京都経済同友会 常任幹事 公益財団法人京都高度技術研究所 理事
まえだ たくみ 前田 拓巳	島津エンジニアリング株式会社 取締役 京都ものづくり協力会 元委員

◎は、委員長

○は、委員長代理

京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法に定めるもののほか、地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、産業技術又は事業の経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例施行規則

(庶務)

第1条 地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「委員会」という。）の庶務は、産業観光局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

地方独立行政法人法（抄）

（前略）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (4)の2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- (5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（中略）

（中期目標に係る事業報告書）

第29条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後3月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（後略）

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抄）

（前略）

（各事業年度に係る業務の実績報告）

第8条 法人は、事業年度が終了したときは、法第28条第1項の規定による地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けるため、当該事業年度の終了後3月以内に、当該事業年度における中期計画の実施状況を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第9条 法第29条第1項に規定する中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた事項に係る業務の実績を記載しなければならない。

（中期目標の期間における業務の実績報告）

第10条 法人は、中期目標の期間が終了したときは、法第30条第1項の規定による委員会の評価を受けるため、当該中期目標の期間の終了後3月以内に、当該中期目標に定めた事項に係る業務の実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

（財務諸表）

第11条 法第34条第1項に規定する設立団体の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号。以下「会計基準等」という。）第1章第4節第40に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第12条 法第34条第4項に規定する設立団体の規則で定める期間は、5年とする。

（後略）

地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 組織

第1節 役員（第8条～第11条）

第2節 理事会（第12条～第15条）

第3章 業務の範囲及び執行（第16条・第17条）

第4章 資本金等（第18条・第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、発展させ、新しい時代の感性豊かで先進的な産業技術を創造する使命を持つ公的な産業支援機関として、産業技術の向上に資する事業を積極的に推進することにより、中小企業等の振興を図り、もって京都をはじめとした地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、京都市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を京都市下京区中堂寺栗田町91番地に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公共的な施設の設置）

第6条 法人は、法第8条第1項第8号に規定する公共的な施設として、次の施設を設置する。

名 称 京都市産業技術研究所

所在地 京都市下京区中堂寺栗田町9 1 番地

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。ただし、天災その他のやむを得ない事情によりインターネットを利用して閲覧に供することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその方法に代えることができる。

第2章 組織

第1節 役員

(役員)

第8条 法人に、次の役員を置く。ただし、副理事長については、これを置かないことができる。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 3人以内
- (4) 監事 2人以内

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は京都市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第10条 理事長は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

3 監事は、市長が任命する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第12条 法人に、法人に関する重要事項を審議する機関として、理事会を置く。

2 理事会は、役員（監事を除く。）をもって組織する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上の者又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事長は、必要があると認めるときは、理事会に監事の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 理事会の構成員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、理事会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議決事項)

第15条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 法第27条第1項に規定する年度計画の策定に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 京都市産業技術研究所を設置し、これを管理すること。
- (2) 技術相談、試験・分析、人材育成、研究開発等を行い、及びその成果を普及し、又は技術を移転すること。
- (3) 新産業の創出に関する技術支援その他の支援を行うこと。
- (4) 試験・分析、研究開発、調査等のための設備及び施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第18条 法人の資本金の額は、京都市が出資する次に掲げる建物について、法人の設立の日における時価を基準として京都市が評価した価額とする。

名 称 京都市産業技術研究所

所 在 地 京都市下京区中堂寺栗田町90番地及び91番地

延べ床面積 10,939.78平方メートル

(残余財産の帰属)

第19条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は、京都市に帰属させる。

第5章 雑則

第20条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。